

坂田小学校PTA表彰規程

「目的」

第1条 本規程は、PTAの振興、発展に貢献し、PTA活動に功績顕著な個人を表彰し、もって教育の向上に寄与することを目的とする。

「被表彰者」

第2条 被表彰者は、個人で、通算して2年以上のPTAの役員もしくは、3年以上の各種委員会・学年委員会の副委員長を務め、PTAの振興、発展に貢献した人、その他表彰に値する業績又は行為のあった者。但し、役員とは、会長、副会長、書記会計、監査員、専門委員長、学年委員長とする。

「表彰方法」

第3条 表彰は、会長並びに校長の連名で、表彰状または感謝状を授与して行う。ただし、記念品を贈ることができる。

「表彰の時期」

第4条 表彰は本会においては、PTA総会にて行うものとし、他団体（組織）の被表彰者の推薦については、その団体（組織）より依頼を受けた時期。但し、本会においては、事情によっては、臨時にこれを行うことができる。

「被表彰者の決定」

第5条 被表彰者の決定は、選考委員会推薦に基づき、役員会の承認を得なければならない。選考委員会は、顧問、会長、副会長、書記会計、各種委員会・学年委員会の委員長で構成する。緊急を要する場合は三役に一任する。

「規程の改廃」

第6条 本規程は、役員会の議決で改廃することができる。

附則 本規程は、平成4年4月30日から施行し、平成4年4月1日より適用する。

附則 本規程は、平成21年4月24日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附則 本規程は、平成26年4月27日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附則 本規程は、令和2年5月17日から施行し、令和2年4月1日より適用する。